

平成21年12月8日

監査委員会活動結果報告書

(経営委員が社長の任にある会社が行政処分を受けたことに関する調査報告書)

選定監査委員 井 原 理 代

選定監査委員 岩 崎 芳 史

選定監査委員 小 林 英 明



監査委員会は、放送法第23条の4に基づく監査活動の一環として、経営委員長が社長の任にある福山通運株式会社が行政処分を受けたことに関し、「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守の観点から、経営委員長へのヒアリング等を実施した。

(実施内容)

- ・経営委員長の当該事案に関する報告等が行われた第1101回経営委員会(平成21年9月8日)の議事内容の把握
- ・国土交通省が公開している関連資料
- ・第49回監査委員会(平成21年10月27日)において、小丸経営委員長へのヒアリング

(確認した事項)

1. 行政処分等とその事案

- ・特定航空貨物利用運送事業者として必要な品名の確認及び保安検査を怠ったまま、危険物(花火)を航空機貨物として搭載し、輸送したこと
- ・事業認可を得ていないにも関わらず、北九州-東京間の航空輸送を行ったこと
- ・以上の事案について、本年9月1日、国土交通省から福山通運株式会社に対し、特定航空貨物利用運用事業者としての認定効力停止及び航空貨物保安対策の改善指示、9月4日に適正な業務体制の確立と運用区間を守ることの事業改善命令ならびに福岡流通センターに関する事業停止の行政処分が行われた。

2. 事案が生じた原因についての同社社長としての認識

- ・花火の航空輸送の件は、事前の検査手続きが十分でなかったことにある。荷物を受け取る段階で、送り状に「花火」と書いてあるのに、航空貨物として仕分けしてしまったこと。また、航空貨物を集荷した段階で保安検査することになっているが、航空貨物が多く、業務が輻輳しており、この検査を日常的に省略していたことが直接の原因である。

- ・事業認可のないまま北九州－東京間の航空輸送を行った件は、5月に国土交通省から警告を受けたため、6月に認可手続きを出した。認可が得られるまでの間は、担当役員が指示して業務を止めているものと思っていた。
- ・9.11 テロや同業他社で同じような問題を起こすところがあり、国土交通省は保安検査にナーバスになっていたが、「足を速めよう」ということで、輸送時間の短縮を重視してきた。こうした時間短縮重視の考えを改めないと保安検査は十分にはできない。その意味で、業界全体の今後の課題である。

3. 改善対策の取り組み状況

- ・社長自らに報酬15%減額の処分を科すなど社内処分を行うとともに、コンプライアンス徹底のため、研修内容を改めるなどの施策をこじた。
- ・業界最高レベルの検査体制を整備することとし、国内航空貨物を一元的に統括する組織を新設し、検査機械とこれを操作できる人材の配備等を実施。
- ・国土交通省は、同社から改善報告書の提出を受け、現場確認を行い、特定航空貨物利用運用事業者としての認定効力停止処分を解除した。なお、同社は、検査体制整備の自己検証が完了してから業務を再開することとしている。

4. 「経営委員の服務に関する準則」との関連について、経営委員長としての認識

- ・経営委員長として、常に社会的使命を自覚し、職務にあたってきており、今後とも、法令等を遵守し、職責を果たしていく。
- ・福山通運株式会社の行政処分に関わる事案については、これを真摯に受け止め、再発防止に努める。社長としての責任から報酬の減額をすでに実施し、今後、社として、業界最高レベルの保安検査体制の整備等、コンプライアンスの徹底に取り組む。

(監査委員会の結論)

- ・福山通運株式会社において航空貨物輸送に関する違法行為があり、これに対し、国土交通省から行政処分がなされた。同社社長を務める小丸経営委員長は、同社のコンプライアンスに責任を持つ者であるが、ヒアリングで発言のあった“業界トップレベルの保安検査体制”の整備等の改善施策の取り組みを鑑みれば、今回の行政処分に関する事案をもって、直ちに、NHKの信用を失墜させる等「経営委員会委員の服務に関する準則」に反する明白かつ重大な行為があったとは認められないと考える。
- ・なお、経営委員の服務に関する準則の遵守状況は、まず、経営委員会において自律した取り組みが行われるべきものであると考えており、今回のような事案については、経営委員会において、事実関係の把握や服務準則との関連を十分に審議することが必要と考える。

経営委員会 御中

平成21年12月22日

監査委員会活動結果報告書の訂正

選定監査委員 井 原 理 代

選定監査委員 岩 崎 芳 史

選定監査委員 小 林 英 明



監査委員会は、経営委員会へ報告した12月8日付報告書(経営委員が社長の任にある会社が行政処分を受けたことに関する調査報告書)に、以下の誤りがあった事が判明したので、深く陳謝し、訂正する。

該当箇所	誤	正
「1. 行政処分等とその事案」の2行目	航空機貨物	航空貨物
「1. 行政処分等とその事案」の5行目	特定航空貨物利用 運用事業者	特定航空貨物利用 運送事業者
「3. 改善対策の取り組み状況」の5～6行目	特定航空貨物利用 運用事業者	特定航空貨物利用 運送事業者